

広島県告示第二百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	
土砂災害警戒区域	
宮ノ庄七五 (七六〇〇)	広島県山県郡北広島町有間地内
崩壊急傾斜地の 自然現象の種類による原因となる土砂災害	表区域の示す区域の名称
宮ノ庄七五 (七六〇〇)	区域の名称
崩壊急傾斜地の 自然現象の種類による原因となる土砂災害	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害等土第表 め第へ関防に砂二示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法
次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。